

# 自治体病院の経営形態の主な特徴及び赤穂市民病院の負債額

区分		地方公営企業法 (全部適用)	地方独立行政法人 (公営企業型)	指定管理者	民間譲渡	
設立団体		地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	医療法人等	
管理責任者		事業管理者	理事長（法人の長）	指定管理受託者	医療法人等の長	
政策医療の確保		地方公共団体の一部として実施	地方公共団体の中期目標に基づき実施	地方公共団体との協定による	譲渡条件の協議による	
一般会計からの繰入		あり（約10億円）	あり	あり	なし	
職員数		条例で規定 (定数上限あり)	中期計画の範囲内で設定可能	条例等による制限は特段ない	条例等による制限は特段ない	
職員の身分・処遇		地方公務員としての身分が維持 (企業職員)	非公務員	非公務員	非公務員	
長期資金調達		起債が活用できる	設立団体から借入	独自に資金調達	独自に資金調達	
移行時の 対応	累積欠損の解消	—	移行時に必要 R3年9月末での残高 ①資本金 82億 ②欠損金 70億 ③差引 12億	将来的に必要 R3年9月末での残高 ①資本金 82億 ②欠損金 70億 ③差引 12億	譲渡スキームによる R3年9月末での残高 ①資本金 82億 ②欠損金 70億 ③差引 12億	
	負債の 返済/ 清算 (R3.9月末 での残高)	借入金	—	必要（12億）	必要（12億）	必要（12億）
		長期借入金	不要	必要（4億）	必要（4億）	必要（4億）
		退職金	不要	不要	必要（13億）	必要（13億）
		合計	—	16億	29億	29億